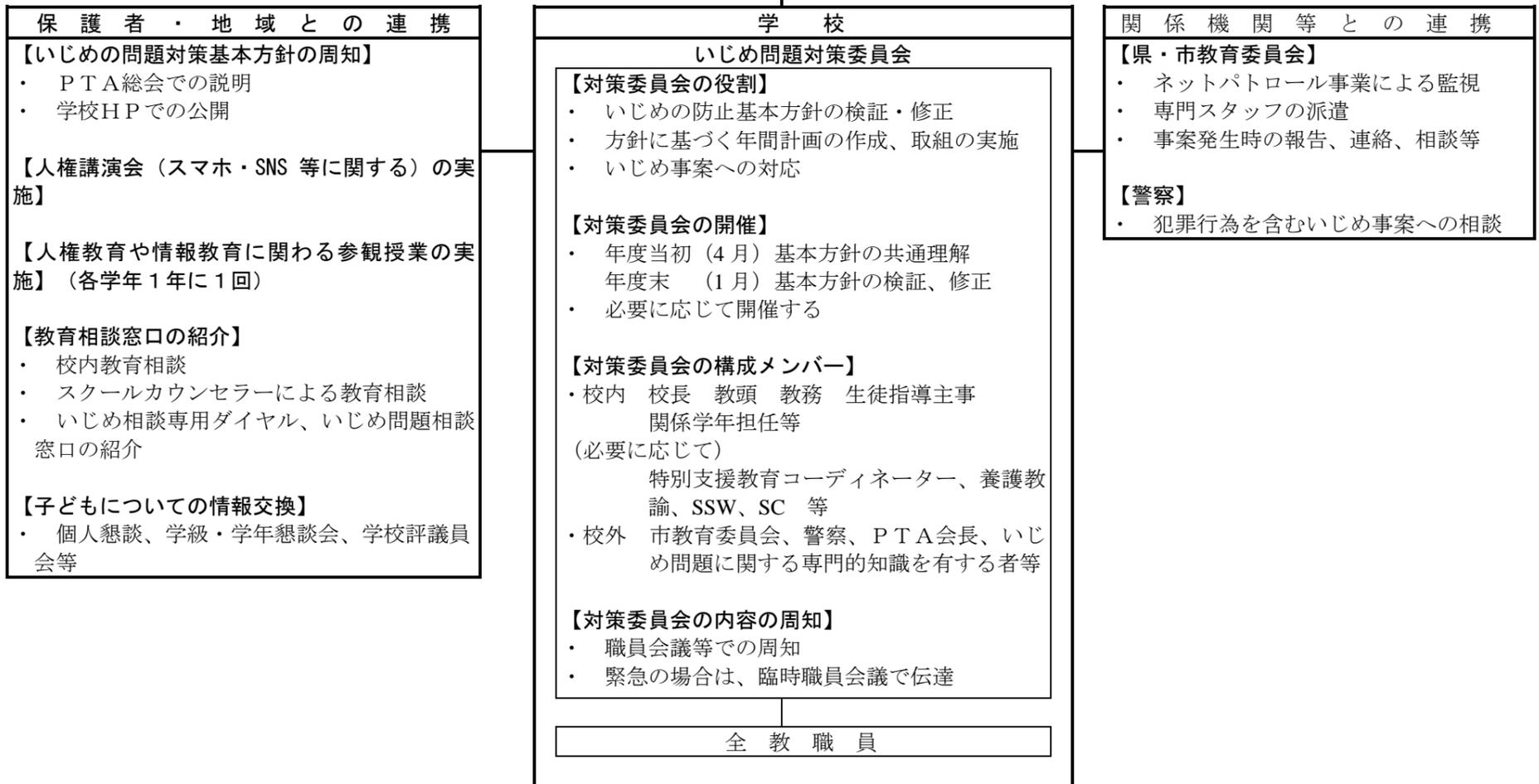


いじめ問題の現状と課題

現在、生徒指導担当を中心にいじめ問題への対応を行っているが、未然防止の取組をより強く推進するためには、他の分掌とも連携するとともに、道徳、特別活動等学校教育全体を通して児童に指導・啓蒙していく必要がある。また、いじめの早期発見・適切な対処のための教職員研修の充実や児童のよい言動を勇気付け、広げていく活動を広めていく必要がある。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- 【基本方針】
- いじめはどの子にも起こりうる、どの子も加害者にも被害者にもなりうるという事実を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見、発見した際の対処に、すべての教職員が組織的・計画的に取り組む。
 - 現在だけでなく、将来にわたり「いじめをしない」「いじめを許さない」という児童を育てる。
 - 学校だけでなく、保護者・地域、関係諸機関と連携して、児童への適切な指導、支援体制をつくる。
- 〔未然防止〕児童、教職員、保護者が、人権意識を高め、いじめを正しく理解するために、必要な授業や研修の機会を設定する。
〔早期発見〕小さな兆候でもいじめではないかとの疑いを持ち、子どもの些細な変化を見逃さない体制をつくる。
〔対処〕いじめ発生時には迅速な初期対応と継続的な支援を組織的に行い、早期解決と再発予防に努める。



学校が実施する取組

いじめの未然防止	いじめの早期発見	いじめへの対処
<p>【いじめをゆるさない態度の育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「いじめについて考える週間」や「人権週間」では児童が主体的にいじめについて考える機会を設定する。 情報モラル教育を推進する。 教育活動の中で「役割」「期待」「承認」を実践し、自己肯定感を高める。 <p>【適切な自己表現と社会性の育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 円滑な人間関係を築くための基本的生活習慣である挨拶の習慣化を図る。 一人一人の児童の居場所となる温かな学級づくりに努める。 特別活動やたてわり班清掃（たてわり班活動）により、様々な人間関係を体験する中で、共生の心を育てる。 <p>【安心・安全のある学校づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童の実態を把握し、学級集団の実態にあった学習支援を行う。 生活規律や授業規律を明確にして指導を行い、規範意識を育てる。 <p>【指導力の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめに関する教職員研修を行う。 教育相談や生徒指導に関わる指導力の向上にする教職員研修を行う。 教職員間の共通理解に基づいた指導を組織的に行う。 校内生徒指導委員会を設け、いじめ・問題行動の情報共有と対策を検討する。（月1回予定） 	<p>【実態把握】</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育相談週間の事前に「心のアンケート」を実施する。（年2回） いじめの実態把握アンケート（学校生活についてのアンケート）を実施する。（学期1回） <p>【教育相談体制の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育相談週間を設定する。（年2回） スクールカウンセラーによる教育相談を実施する。 <p>【情報交換・情報共有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 年度当初に全校で情報共有を行う。 職員会議、晩会（金曜日）等で、児童の情報交換や事案の経過報告を行う。 <p>【家庭・地域への啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学級懇談会、学年だより等を通じて、児童に関わる情報の交換等を行う。 地域連絡協議会等を活用し、児童の様子について地域と情報交換を行う。 	<p>【いじめの発見・通報時の対処】</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめを発見した場合、すぐに行方を止める。 いじめの訴えがあった場合、丁寧な聴き取りを行う。 いじめ対策委員会を中核に、組織で対応する。 <p>【いじめられた児童・その保護者への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事実関係の聴取と共に、児童が安心できる環境をつくる。保護者に確実に事実を伝え、対応についての情報共有を行う。 <p>【いじめた児童への指導・その保護者への助言】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事実関係の聴取では、いじめた気持ち・状況などについても聴き、その背景にも目を向ける。 いじめは許さないという毅然とした姿勢で、組織的な対応を行い、再発防止の措置をとる。 保護者に確実に事実を伝え、事実に対する理解を得た上で、学校と連携して以後の対応が行えるよう協力を求める。 <p>【いじめが起きた集団への働きかけ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 周囲の児童に対しても、いじめは集団全体の問題でもあることが捉えられるよう、指導を行う。継続した支援を行う。 <p>【ネット上のいじめへの対処】</p> <ul style="list-style-type: none"> ネット上の不適切な書き込み等については直ちに削除する措置をとる。 必要に応じて警察署等に協力を求める。 書き込んだ児童が判明した場合は、十分な認識と反省をさせ、被害児童のケアを行う。